

## 令和 8 年第 3 回日向市議会（定例会）提出議案

## 記者発表説明資料

令和 8 年 5 月 2 9 日

## 【提案予定の議案】

・ 報 告 5 件	・ 人事案件 1 4 件	・ 条 例 5 件
・ 事件決議 4 件	・ 補正予算 3 件	
		<u>合 計 3 1 件</u>

## 《報 告 5 件》

## ◆ 条例関係

## 1 専決処分の承認について（日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

## 【内 容】

地方税法等の一部を改正する法律の施行により、個人市民税に係るふるさと納税の控除額等の見直し、固定資産税に係る課税標準の特例措置に関する引用条項の整理並びに軽自動車税の環境性能割の廃止及びグリーン化特例期間の延長が行われたことから、所要の改正を行ったもの。

## 【施行日】

令和 8 年 4 月 1 日。経過措置あり。

## 2 専決処分の承認について（日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

## 【内 容】

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布により、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額の引上げ及び減額の対象となる所得基準額の見直し等が行われたことから、所要の改正を行ったもの。

## 【施行日】

令和 8 年 4 月 1 日

## 3 専決処分の承認について（日向市介護保険条例の一部を改正する条例）

## 【内 容】

令和 7 年度税制改正による給与所得控除の見直し及び介護保険法施行令の改正に伴い、令和 8 年度の介護保険料について意図せず増額となる者が生じることから、当該者を保険料の「減免」により救済することを目的に、所要の改正を行ったもの。

## 【施行日】

令和8年4月1日

### ◆補正予算関係

4 令和7年度日向市一般会計補正予算（第9号）

5 令和7年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

### 《人事案件 14件》

1～14 農業委員会委員の選任について

### 《条例 5件》

1 日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

#### 【内容】

地方公共団体情報システムの標準化を実施するにあたり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく条例の整備が必要になることから、所要の改正を行うもの。

#### 【施行日】

公布の日

2 日向市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

#### 【内容】

新たに設置される審議会委員の報酬を規定する必要があること及び報酬及び費用弁償の支払い方法を整理する必要があることから、所要の改正を行うもの。

#### 【施行日】

公布の日。経過措置あり。

3 日向市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

#### 【内容】

人事院規則に定める葬祭補償の額が改定されることに伴い、所要の改正を行うもの。

**【施行日】**

公布の日。経過措置あり。

**4 日向市児童福祉施設における虐待審議会条例****【内 容】**

児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、児童福祉施設の職員等による虐待に対し市が行った措置に関する報告等を行うことを目的に審議会を設置する必要があることから、制定するもの。

**【施行日】**

公布の日

**5 日向市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例****【内 容】**

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方公営企業法第 34 条において準用する地方自治法の条項番号が変更されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

**【施行日】**

令和 8 年 9 月 24 日

**《事件決議 4 件》****1 旧慣による公有財産使用の廃止について****【内 容】**

東郷工業団地の用地とするにあたり、地方自治法に定める旧来からの慣行により、関係地区の住民に使用する権利を認めている山林について、合意が整ったため、使用の廃止について地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

**【根 拠】**

地方自治法第 238 条の 6 第 1 項

**2 財産の取得について****【内 容】**

小学校の学習者用コンピュータの更新に伴う売買契約の締結について、地方自治法等の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

**【契約の方法】** 一者随意契約

**【契約の金額】** 189,026,640 円

### 【契約の相手方】

宮崎市高千穂通二丁目1番16号  
N T T西日本株式会社 宮崎支店  
支店長 横奥 宏明

### 【根 拠】

地方自治法第96条第1項第8号  
日向市財産に関する条例第2条

## 3 工事請負契約の変更について

### 【内 容】

令和5年第4回定例会で議決を経た「日向市総合体育館整備事業 設計及び建設工事」について、インフレスライド条項の適用により、契約内容に変更が生じたことから、設計・施工契約約款第44条第6項の定めにより、工事請負契約の契約金額について変更を行うもの。

(変更前の契約金額)	4,145,110,525 円
(変更後の契約金額)	4,233,092,485 円
(変更による増額分)	87,981,960 円

### 【契約の相手方】

五洋・あさひ産業・三郎建設・環境デザイン・アーク計画設計 特定建設  
工事共同企業体

代表者 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目7番27号  
五洋建設 株式会社 九州支店  
執行役員支店長 矢ヶ部 恭弘

### 【根 拠】

地方自治法第96条第1項第5号  
日向市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条

## 4 工事施行協定の締結について

### 【内 容】

都市計画道路 沖ノ下通線整備工事については、鉄道敷地内等での土木工事であることから、鉄道事業者へ委託することが相当となったため、工事施行協定の締結について地方自治法等の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【契約の金額】 230,344,000 円

### 【契約の相手方】

宮崎市東大淀二丁目60番地  
九州旅客鉄道株式会社  
宮崎支社長 吉村 一喜

**【根 拠】**

地方自治法第96条第1項第5号

日向市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条

**《令和8年度補正予算 3件》**

1 令和8年度日向市一般会計補正予算（第2号）

2 令和8年度日向市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

3 令和8年度日向市水道事業会計補正予算（第1号）